

「働き方改革」ご存じですか？

働き方改革関連法案が施行され、中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しがされています。しかし、会社によって内容は必ずしも同じではありません。「経営者」「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、まずは専門家に相談下さい。

日 時

令和2年 7月8日(水)

7月22日(水)

13:00～16:00

場 所

新南陽商工会議所 2F 相談室

内 容

年次有給休暇 年5日の確実な取得

時間外労働の上限規制の導入

正規と非正規の不合理な待遇差を禁止

助成金の活用、生産性の向上、労働時間の見直し

人手不足の解消、働きがい高める賃上げ策

※お困りのことがございましたら、何でもご相談ください。

相談料

無料

相談対応
専門員

「働き方改革サポートオフィス山口」 社会保険労務士

事前予約
お問合せ

新南陽商工会議所 TEL: 0834-63-3315

FAX: 0834-63-8397

※新型コロナウイルス感染症対策の為、事前予約をお願い致します。事前予約をされる場合は、下記申込書にご記入の上、FAX または郵送にてお申込み下さい。

「働き方改革」個別相談会 相談申込書

事業所名				
氏 名		希 望 相 談 日 時	月 日	時 ～ 時
相談内容				

※今回、申込書にて頂いた情報は、新南陽商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用いたします。